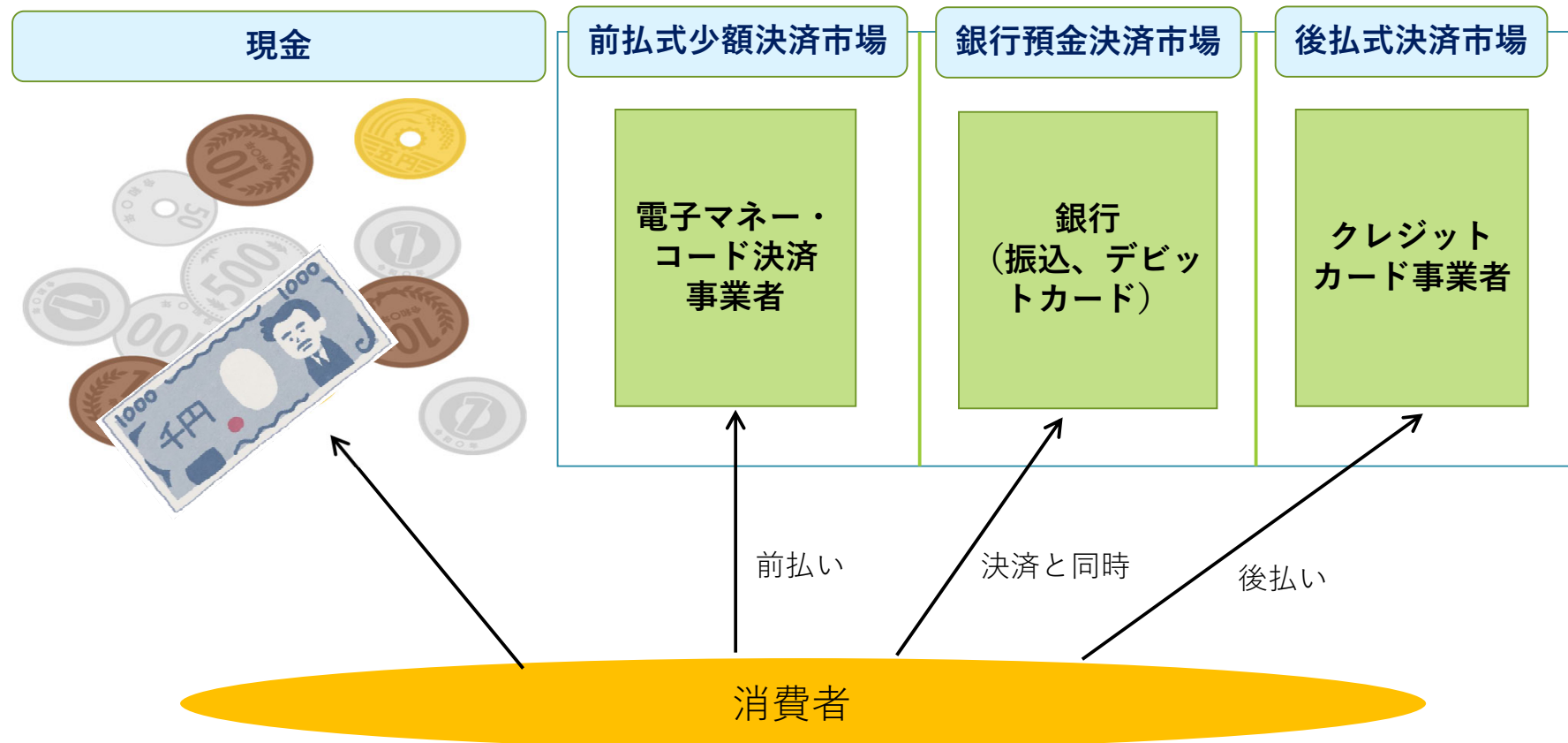




C B D C に関する 市場の競争について

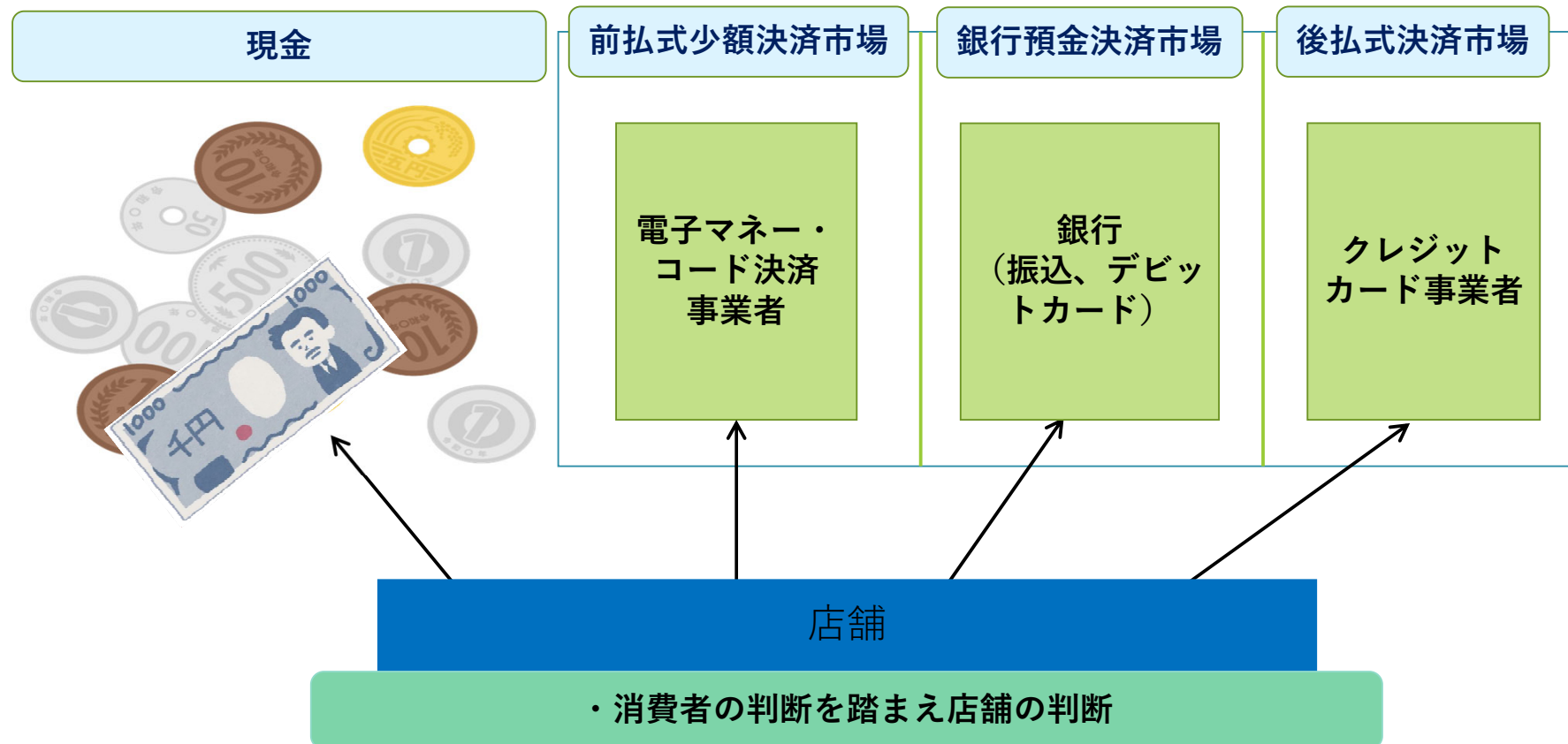
令和 7 年 3 月 1 7 日

多様化した少額決済市場（消費者の判断）



※各市場は、独占禁止法に基づいた市場画定を経ずに便宜的に付しているものである。

多様化した少額決済市場（店舗の判断）



※各市場は、独占禁止法に基づいた市場画定を経ずに便宜的に付しているものである。

【参考】仲介機関の役割（中間整理抜粋）

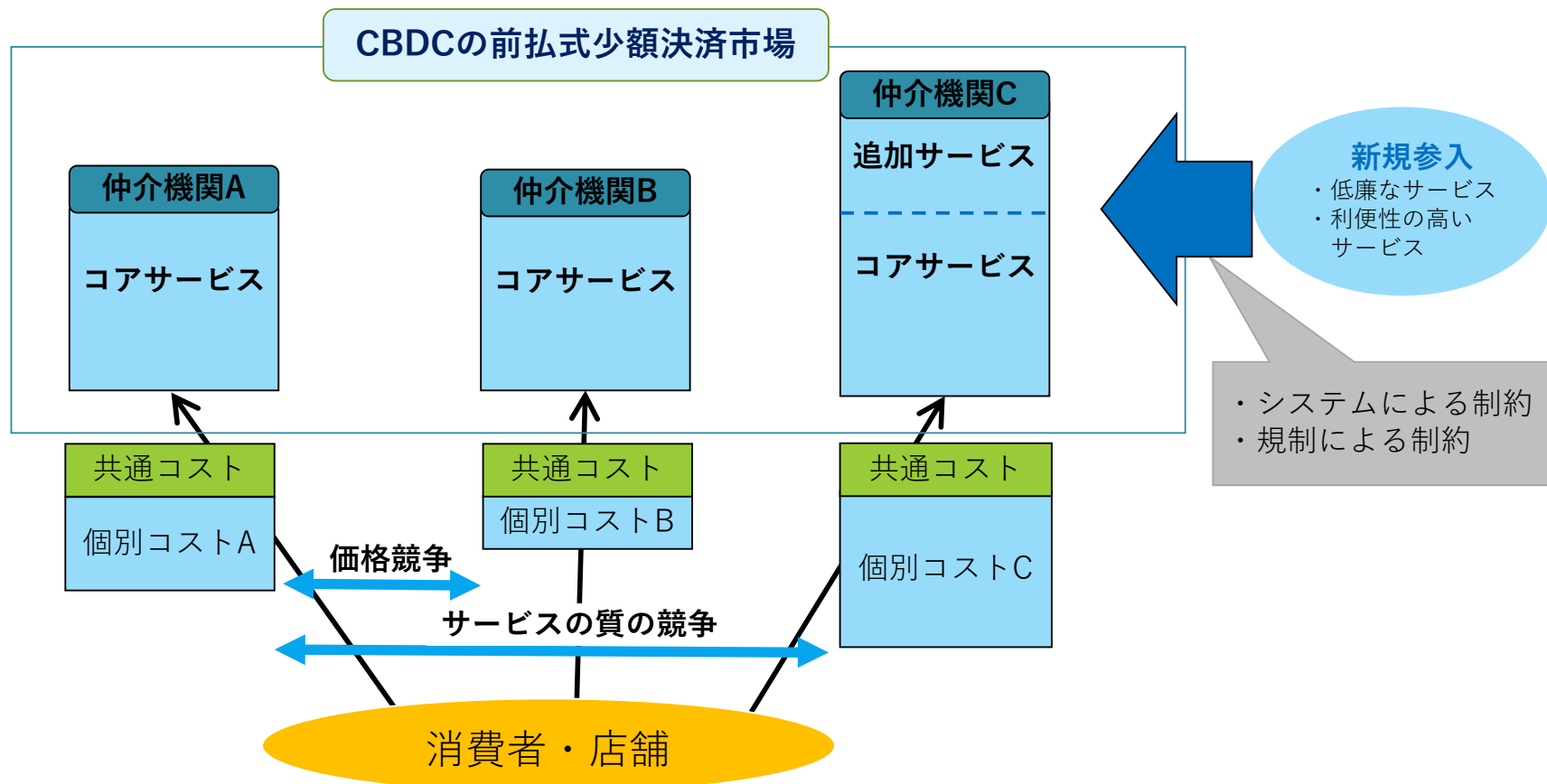
②仲介機関の役割

仲介機関は、「二層構造」の下で、日本銀行と利用者の間に立って、C B D Cの発行・流通・還収に関する業務を行うことになる。具体的には、仲介機関は、利用者に基礎的な決済手段を提供する観点から、日本銀行との間においては、C B D Cの発行・還収に関する業務を担うとともに、利用者との間においては、例えば取引の開廃手続・顧客管理やインターフェースの提供、利用者からの払出・移転・受入依頼への対応といった流通に関する業務（以下、「コアサービス」とする。）を担うことが想定される。

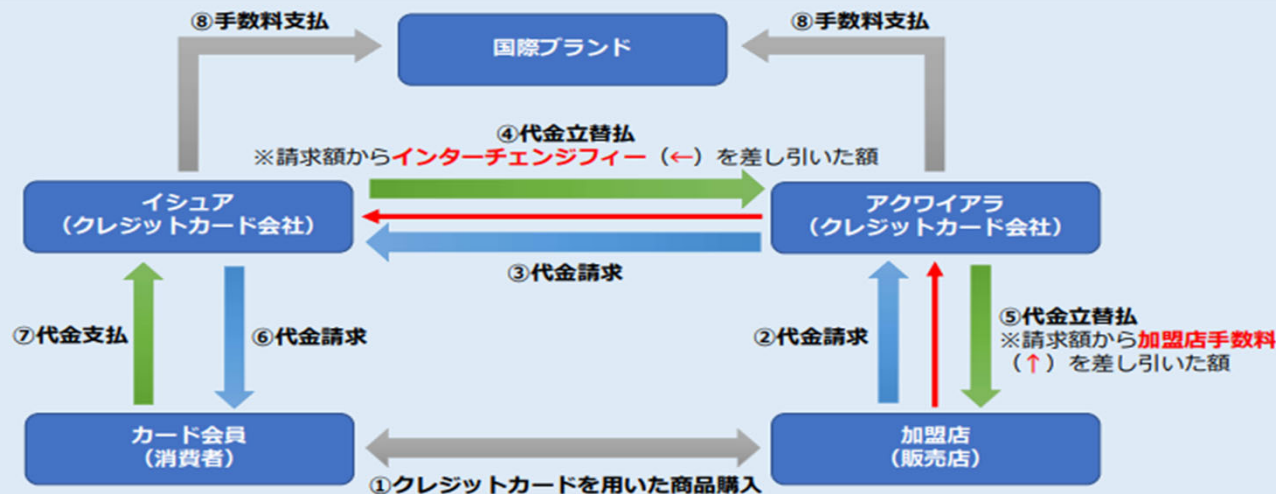
仲介機関となりうる民間事業者は、その業態や規模が多種多様であり、すべての仲介機関が同じ業務と責任を担うことは必ずしも現実的ではないことから、それぞれの経営実態やその意思・能力に応じて業務を行うことができるよう、柔軟で幅広い選択肢が認められることが望ましいと考えられる。こうした観点からは、すべての仲介機関が仲介業務のすべてを担う必要があるとは限らず、例えば、「コアサービス」のみに限定するなど、一部の仲介機関は仲介業務の一部のみを担うことも想定する必要があると考えられる。

また、誰でも、いつでも、どこでも、安全・確実にC B D Cを利用できるようにするだけでなく、他の決済サービスと遜色のない利便性の提供やC B D Cならではの利便性の向上の追求も必要であると考えられる。このため、仲介機関が、例えば、家計簿サービスや条件付き決済サービスのように、C B D Cの利便性を向上させる「追加サービス」を担うことも考えられる。ただし、「追加サービス」は仲介機関に固有の業務とは言えず、民間の創意工夫を促す観点から、公正な競争条件を確保しつつ、現在決済サービスを提供している民間事業者だけでなく、その他の民間事業者も参入できる方向で検討することが適当である。

仲介機関の競争



取引の流れ（インターチェンジフィーが発生する場合）



- ① カード会員が加盟店にて、クレジットカードを用いて商品を購入する。
- ② 加盟店は、アクワイアラに商品代金を請求する。
- ③ アクワイアラは、国際ブランドを経由して、イシューに商品代金を請求する。
- ④ イシューは、国際ブランドを経由して、アクワイアラに商品代金の立替払をする。イシューは、当該立替払をする際に、**インターチェンジフィー**を差し引く。
- ⑤ アクワイアラは、加盟店に商品代金の立替払をする。アクワイアラは、当該立替払をする際に、**加盟店手数料**を差し引く。
- ⑥ イシューは、カード会員に商品代金を請求する。
- ⑦ カード会員は、イシューに商品代金を支払う。
- ⑧ イシュー及びアクワイアラは、国際ブランドに手数料を支払う。

【参考】コスト負担のあり方（中間整理抜粋）

①コスト負担のあり方

今後、C B D Cの制度設計の大枠の整理後、制度設計の具体化が更に進んでいく中で、国民的議論を経て、C B D Cを導入するかどうかの判断を行うことになると考えられるが、その判断に当たっては、C B D Cの意義・目的とともに、システムの開発・運用など導入・運営に要するコストの全体像もあらかじめ明らかにしていく必要がある。

その中で、コストの規模感にとどまらず、コスト負担のあり方についても整理していく必要があるが、C B D Cに関するエコシステム全体を見渡しつつ、C B D Cの導入によって受益する各種の主体がコストを負担するといった考え方や、公的なインフラとして公的主体がコストを負担するといった考え方があり、今後検討していくことが必要と考えられる。

いずれにせよ、コスト負担のあり方については、今後、制度設計の具体化が更に進んでいく中で、C B D Cの利用によって受益する主体は何か、決済に関する公平な競争環境をどのように担保するかなど、幅広い観点から丁寧に検討を進めていくことが必要である。

【参考】銀行預金との共存・役割分担（中間整理抜粋）

③銀行預金との共存・役割分担

銀行預金は、利用者（預金者）にとって価値保蔵手段・決済手段としての重要な役割を担うとともに、信用創造を通じて経済に必要なマネーを供給する機能を担っている。これに対し、C B D Cは、中央銀行の負債であって信用創造機能を有していないものの、銀行預金とその役割が類似する面がある。このため、急激ないし継続的な銀行預金からC B D Cへの資金シフトが生じることも想定され、我が国の金融システム・経済に悪影響を及ぼす可能性があることから、金融仲介機能・預金保険制度に及ぼす影響や経済活動全般に及ぼしうる影響も評価・分析した上で、こうした悪影響を抑止するセーフガード措置を検討していく必要がある。

セーフガード措置としては、保有額制限といった「量」に関するものと、一定金額以上のC B D Cの保有に対する手数料による対応といった「価格」に関するものが考えられる。

保有額制限は、銀行預金からC B D Cへの資金シフトを直接制限できるものと考えられる一方、手数料による対応は、C B D Cを保有する魅力を低減させることを通じて資金シフトを間接的に制限するものであるため、特に金融ストレス時において機能しない可能性もあり、その効果は必ずしも明確ではない。こうしたことを踏まえれば、セーフガード措置としては、保有額制限を主軸として検討していくべきと考えられる。その際、平常時からセーフガード措置を講じつつも、経済・社会情勢等に応じて柔軟に内容を変更したり、金融ストレス時には追加的な措置を講じることも含めて、検討すべきである。

【参考】 その他の決済手段との共存・役割分担（中間整理抜粋）

④その他の決済手段との共存・役割分担

その他の決済手段として、現金・銀行預金のほか、電子マネー・QRコード決済（例えば、スマートフォンアプリを利用した〇〇ペイや交通・流通系の事業者の発行するICカード）などの決済手段が存在する。

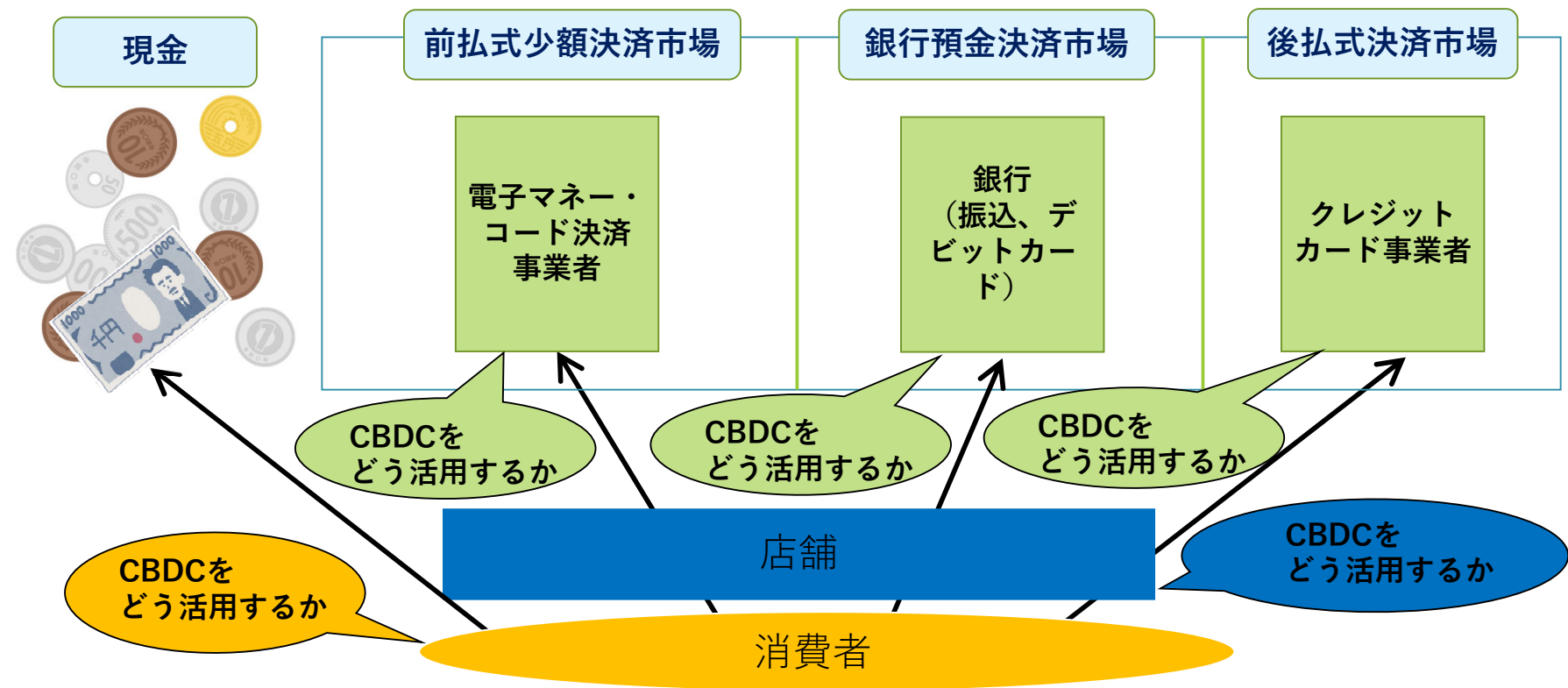
各種の決済手段について、公正かつ自由な競争が行われることにより、利用者の選択肢の確保や利便性の向上が図られることが重要と考えられるが、店舗によって利用可能な決済手段が異なることや、異なる決済手段間での送金ができないことなど、ネットワーク効果が十分に発揮されないおそれもある。

こうした中、各種の決済手段間の相互運用性の改善や競争促進・ネットワーク効果の更なる発揮の観点から、C B D Cが一定の役割を果たすことが考えられる。つまり、C B D Cは他の決済手段と「競合」する関係に立つのではなく、異なる決済手段間の交換を担保することにより、他の決済手段を「支える」といった共通インフラとしての役割を果たすことで、各決済手段間の競争促進とネットワーク効果の更なる発揮につながる事が考えられる。また、平時は民間決済サービスと相互に補完しつつ、緊急時のバックアップも含め、決済システム全体としての冗長性の確保にもつながりうるとも考えられる。

一方、現在各種の決済手段を提供している民間事業者は、既にシステム構築や顧客・加盟店獲得のために一定の投資を行っているだけではなく、決済に関する情報の利活用を通じて収益機会を確保している場合もあることに留意する必要がある。C B D Cの導入は民間事業者のビジネスモデルに影響を及ぼす可能性があることも踏まえ、そのシステムのあり方も含め、関係当局・関係事業者の間で十分な議論を積み上げていく必要がある。

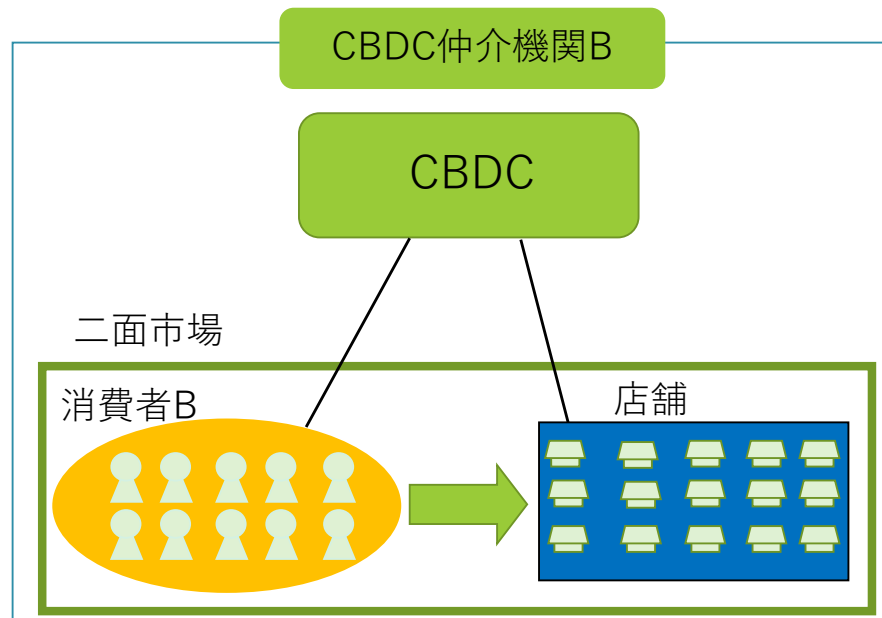
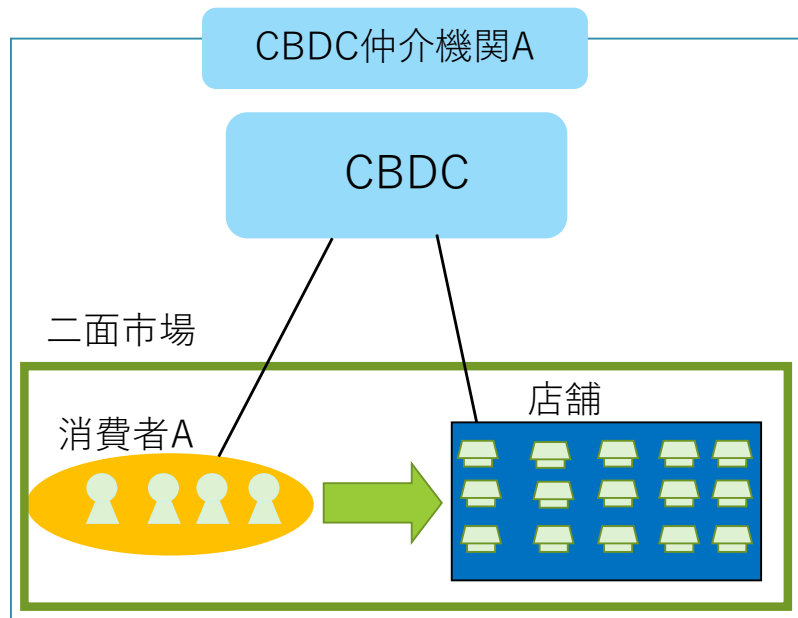
その際、その他の決済手段との共存・役割分担のあり方によっては、そのユーザーである店舗・利用者の選択肢や利便性に影響を及ぼす可能性もあることから、店舗・利用者も含めて議論をしていくことが必要である。

CBDC導入後の市場



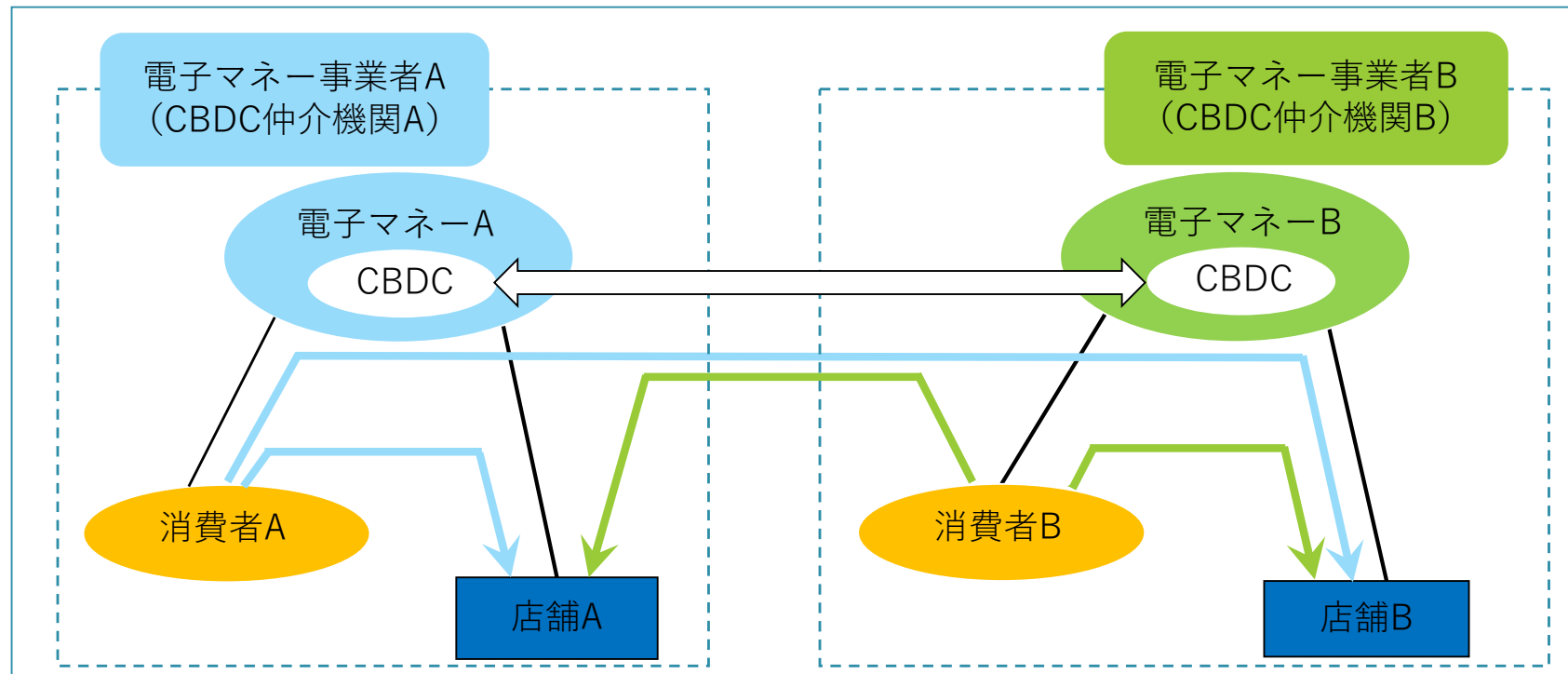
・消費者の判断、店舗の判断、事業者の判断で形成
(利便性の高いアプリ・追加サービス、低廉な加盟手数料等)

二面市場との関係（イメージ）



- ・ CBDCを通じた相互運用性が確保されていれば、どの仲介機関であっても、利用できる店舗は同じ。

相互運用性（イメージ）



- ・ CBDCを通じた相互運用性が確保されていれば、消費者が利用できる店舗は店舗A及び店舗Bとなる。
- ・ 電子マネーAと電子マネーBの間で間接ネットワーク効果による有利・不利は生じない。

【補足】独占禁止法の概要（主な禁止行為）

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

1 「私的独占」（第2条第5項、第3条前段）

有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする（排除）こと。

2 「不当な取引制限」（第2条第6項、第3条後段）

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」（第4章）

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

4 「不公正な取引方法」（第2条第9項第1号～第6号、第19条）

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- ・ 共同の取引拒絶
…正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- ・ 差別対価
…不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。

- ・ 不当廉売
…正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- ・ 再販売価格の拘束
…正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- ・ 優越的地位の濫用
…取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- ・ 抱き合わせ販売
…相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- ・ 排他条件付取引
…不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- ・ 拘束条件付取引
…販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- ・ 競争者に対する取引妨害
…自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。